

**(議長)**

日程第4、令和7年度第3回定例会、認定第1号、令和6年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第15号、10号、令和6年度江差町・上ノ国町学校給食組合会計決算の認定についてまでの、各会計決算の認定を一括して議題と致します。

**(議長)**

ただ今の各決算、各会計決算の認定議案については、令和7年度第3回定例会において、令和6年度江差町各会計決算審査特別委員会に一括付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

**「塚本委員長」**

議長。

**(議長)**

塚本委員長。

**「塚本委員長」**

皆さん、おはようございます。（「おはようございます」の声）

えー、令和6年度江差町各会計決算審査特別委員会の委員長を仰せつかりました塚本です。委員会の審査内容の報告をさして頂きます。

本委員会に付託されました審査事件につきまして、会議規則第78条の規定により、えー、審査をしておりますので、その旨、中身について報告させて頂きます。

審査事件ですが、令和7年度第3回定例会で決定しました、認定第1号の、お一令和6年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてほか、えー認定第10号、令和6年度江差町・上ノ国町学校給食組合会計決算の認定についての審査となりました。

審査の経緯と結果についてであります。本委員会は、令和7年9月10日に設置し、10月15、16、17の合計4日間、委員会を開催し審査を行っております。

また10月17日に、町長に対する総括質疑も併せて行っております。

その結果、一般会計の認定、決算認定については、賛成者多数により認定すべきものと認定、決定され、そのほか全ての特別会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、江差町・上ノ国町学校給食組合会計の認定、決算認定については、全委員の賛成により認定すべきと決定されたので報告致します。

なお、次の事項について意見・要望があったことを申し添えます。

まず1つ目でありますが、技術系職員の欠員対策についてであります。

近年江差町役場の技術系職員は、早期退職や病気休暇等により欠員状況が続いております。

また、継続的に新規採用の募集を行ってはおりますが、応募が無く、思うような採用となっていない事も理解するところであります。

当町のみならず、全国の自治体においても同様の状態が起きている事も認識しておりますが、このような状況下で残された職員のみによる日常業務への対応は、非常に厳しいものと推察されております。限られた人員で、町民の安全安心を守るとともに、多様化している住民ニーズを的確に把握し、土木行政を適切かつ迅速に展開することが求められているため、これまでの応募者を待つと言うような画一的な手法ではなく、工業系大学等に通じた学生へのアプローチや情報配信、人材育成の支援など新たな手法により人材を確保するような手法についても検討を願いたい。

これらについて、専門的な知識、資格を有する職員を必要とする、ほかの部署においても同様であり、それらも含め総合的な見地に立った行政組織の整備に努めて頂きたい。

えー2つ目であります。不適正事務等に係る再発防止の徹底についてであります。

これまで職員の不祥事や不適正な事務処理等が発生した場合、それぞれの事案に応じてマニュアルの整備やチェック体制の強化、徹底など、再発防止策を講じたとの報告がされておりますが、残念ながら、同様の不備が繰り返し発生しています。

組織的に対応している中で、少なからず、ヒューマンエラーが発生してしまうことがあります、それに対する再発防止を講じたことで一定期間は効果があらわれますが、その後の年数の経過により、職員の意識や、意識の低下や人事異動などによる引き継ぎ不足等により、それぞれの事案に対する組織的な再発防止の推進力が弱まることも想定しております。

人為的なミスが繰りされ、繰り返される中、可能性があることを前提に、それぞれの部署に任せるだけでなく、再発防止の取り組み状況を組織において、定期的に確認していく仕組みも必要と思われます。

再発防止の取り組みが維持され、職員間にその意識が根づき、全ての職員が、適正に職務を執行出来るような組織体制の、えー確保を望むところであります。

以上、委員会報告に代えさせて頂きます。

(議長)

以上で委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいま報告がありました、各会計決算の認定議案については、議長及び監査委員を除く議員全員による特別委員会ですので、委員長に対する質疑を省略し、これより認定第1号から順次、討論・採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、認定第1号から順次、討論・採決を行います。

(議長)

認定第1号、令和6年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

次に、原案に賛成者の発言を許します。討論希望はありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望なしと認め、討論を終結致します。

(議長)

認定第1号の採決を行います。

令和6年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、この決算に対する委員長の報告は、認定で、認定するものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第1号は、認定することに決定致しました。

(議長)

お諮りします。

認定第2号、令和6年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号、令和6年度江差町、かん、上ノ国町学校給食組合会計決算の認定についてまでの9件については、この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

本件については、討論を省略し、順次採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、順次、採決を行います。

(議長)

認定第2号、令和6年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について、

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第2号は、認定することに決定致しました。

(議長)

認定第3号、令和6年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告どおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第3号は、認定することに決定致しました。

(議長)

認定第4号、令和6年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告どおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第4号は、認定することに決定致しました。

(議長)

認定第5号、令和6年度江差町公設地方卸売市、卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第5号は、認定することに決定致しました。

(議長)

認定第6号、令和6年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告どおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第6号は、認定することに決定致しました。

**(議長)**

認定第7号、令和6年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告どおり、に、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。

よって、認定第7号は、認定することに決定致しました。

**(議長)**

認定第8号、令和6年度江差町水道事業会計決算の認定について、委員長の報告どおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。

よって、認定第8号は、認定することに決定致しました。

**(議長)**

認定第9号、令和6年度江差町公共下水道事業特別、事業会計決算の認定について、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。

よって、認定第9号は、認定することに決定致しました。

**(議長)**

認定第10号、令和6年度江差町・上ノ国町学校給食組合会計決算の認定について、委員長の報告どおり、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。

よって、認定第10号は、認定することに決定致しました。